

令和3年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和3年 6月21日（月） 9時30分宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	宇野 慎一
副 町 長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教 育 長	野津 浩一	建設課長	田中文男
代表監査委員	嶽野 正弘	施設管理課長	大西洋二
総務課長	佐々木 千明	危機管理室長	齋藤 和幸
会計管理者	濱田 勉	水産振興室長	橋本 博志
財政課長	石田 寛弥	都市計画推進室長	石田 傑
税務課長	金井 和昭	総務学校教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 理恵子	社会教育課長	野津 千秋
保健福祉課長	中林 眞	布施支所長	竹本 久
住民福祉担当課長	広江 和彦	五箇支所長	藤野 一
環境課長	原 秀人	都万支所長	砂本 進
商工観光課長	鳥井 登	中出張所長	村上 克樹
農林水産課長	河北 尚夫	中央公民館長	金坂 賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	山根 淳	事務局長補佐	山本 幸子
--------	------	--------	-------

議事の経過

○議長（池田信博）

皆さん、おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と一括方法との選択制としています。また、質問時間は答弁を含め60分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は、質問の趣旨にそったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

はじめに、11番：安部 大助 議員

○11番（安部大助）

改めまして、皆さまおはようございます。本日最初の質問者となりました安部大助でございます。

質問に入る前に、少しお時間をいただきたいと思えます。

去る6月18日に、平田文夫元議員さんが急逝きゅうせいされました。私が新人議員の時からお世話になり時には厳しく時には優しく本当に議員のお手本となるお方でした。常日頃から「これからは教育が大事だ。」と言われていた事を思い出しました。非常に残念ではありますが、改めましてお悔やみ申し上げますとともに、御冥福ごめいふくをお祈り申し上げます。

それでは、質問に移らせていただきます。

今回は、「英語教育」について質問いたします。教育長におかれましては、英語教育に対する熱い思いを聞かせていただければと思います。

文部科学省は学校の教育課程の基準となる「新学習指導要領」を平成29年に告示し、小学校は3年間の移行期間を得て昨年度から、中学校は4年間の移行期間を終え、今年度から全面的に実施となりました。「新学習指導要領」とは、全国どこの学校でも一定の水準を保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準であり、およそ10年に一度改訂しています。子ども達の教科書や時間割は、これを基に作られています。

今回の改訂では、言語能力、理数教育、道徳教育、外国語教育、そしてコンピューターを用いたプログラミング教育などの充実を図っていく内容となっています。その中で、急速なグローバル化に伴い、国際共通語である“英語力”の向上は子ども達の将来にとって不可欠であることから、今回は「英語教育」に絞って質問をさせていただきます。

小・中学校の「学習指導要領」では、英語教育の方針や多くの目標が定められております。大まかには、聞く・読む・話す・書くことによる実際のコミュニケーション能力を伸ばしていくこと、そして、外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養うこととされています。そのような中、ALT（外国語指導助手）など、ある言語を母国語として話す人から発音を聞いたり、コミュニケーションとったりすることは、とても有効であり、その機会を増やしていくことがグローバル化に対応した子ども達の「生きる力」を育むことにつながると感じています。

本町においてはALTの方が現在2名おられ、各学校へ派遣され、英語教師とともに英語の授業に加わり、子どもたちと触れ合いを持っていると認識しております。しかし、今回の改訂で小学校3年生、4年生の外国語活動が加わり2名のALTの方々が11校、44クラスを1週間で回るというハードな状態となり、目標達成には少し課題が出てしまっているように感じます。今まで英語教育推進のため、ALTの方々を一生懸命誘致してきた本町教育委員会や各学校の英語教師の皆さんが努力されてきたことは理解しておりますし、尊敬の念を抱いております。

しかし、将来を担う子ども達のためには、今一度、英語教育の強化を図っていく必要があると思います。例えば、英語教育の先進地とされている茨城県境町では「子ども達が英語を話せる町」を目指し、英語が公用語化されているフィリピンから教師を招いて、英語活動専門教師として現在17名の方が採用されています。そして、ALTと合わせて各学校に3人が常

駐し、休憩時間や給食時間などにもコミュニケーションをはかり、1日を通して英語に慣れ親しんでおり、小学1年生からの英語活動を進めています、さらには小学校卒業時に英検3級、中学校卒業時に英検2級合格の目標を設定し、英検受験の推進を進めています。私は、この境町の先進事例の取り組みを伺い、本町ではどうかと考えました。

実は、本町の都万地区において英語に堪能な保護者の方が休日にボランティアで保育園児や小中児童・生徒に英語を教えています。また本町には、他にも英語に堪能な方が多くおられ、英語を公用語とする国の方は51人おられるそうです。ある意味、境町よりも環境はいいのかもしれない。

このようなことから、本町でのALTの方々の急増が難しい中で、地域の方々に協力をしていただき、学校と地域住民の方々との協働で「英語教育体制」を進めていくことも必要ではないかと思います。

そこで、次の五つの点について教育長にお伺いいたします。

一点目、英語教育に対する教育長の所見をお聞かせ下さい。

二点目、本町の英語教育の現状をどのように認識し、推進に向けどう取り組まれていくのかお聞かせください。

三点目、「新学習指導要領」には、英語教師の指導力向上や授業改善などが記載されております。英語教育を推進するためには英語教師の方々に対する支援体制の確立が必要と思いますが、現状をどう認識され、今後どのように取り組んでいかれるのかお聞かせ下さい。

四点目、先ほど述べましたように、町内で英語が堪能な方々を学校教育あるいは、社会教育に参画していただき、地域と学校協働の英語教育体制が必要と考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

最後に、英語教育を推進するために「英語検定試験」を町あげて積極的に行うべきと考えますが、教育長の見解をお聞かせ下さい。

○番外（教育長 野 津 浩 一）

ただ今の、安部議員の「本町の英語教育の推進」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「英語教育に対する私の所見」についてであります。 「新学習指導要領」は10年ぶりに改訂され、小学校は昨年度から、中学校は本年度から本格導入となり、育成すべき資質・能力の3つの柱である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の養成を目的として構成されています。本町におきましては、各学校において、この3つの柱のバランスある育成を通じ、児童・生徒の生きる力が着実に育まれ

るよう努めてまいりたいと思います。

特に議員ご指摘の「英語教育」につきましては、グローバル化や急速な情報化、技術革新など、社会の変化を見据えて、子ども達がこれから生きていくために必要な資質や能力として、英語力向上は大変重要なものであると認識しており、議員のお考えと同感でございます。先ほど述べました「新学習指導要領」を基本として、本町の教育環境や人材を有効に活かし、様々な場面で英語教育の向上を目指していきたいと考えております。

次に二点目の、「本町の英語教育の現状をどのように認識し、推進に向けどう取り組むか」についてであります。本町の英語教育は、各小・中学校において「新学習指導要領」に基づいたカリキュラムを設定し、基本的に担当教員により授業を行っていますが、特に小学校におきましては、英語指導の経験が浅い教員もいますので、英語指導の専門性を有する英語専科指導教員を西郷小学校に1名配置し、小学校7校を兼務して指導強化を図っております。また、外国語指導助手（ALT）2名が定期的に小・中学校を巡回し、生きた英語を子ども達に伝える授業補助にも力をいれております。

しかしながら、ご指摘のとおり、本来3名のALTの配置を予定しておりましたが、コロナ禍により新規ALTをお迎えすることが出来ず、現在2名で全11校をカバーしていただいている現状でありまして、出来るだけ早期に3名体制となるよう関係機関への働きかけを継続してまいります。

いずれにしましても、現状に満足しているものではなく、まだまだ、たくさんの課題があると認識しており、適切な人材の配置や、指導力向上のための研修会開催等に取り組んでまいりたいと考えています。

次に三点目の、「英語教師への支援体制の現状認識と今後の取り組み」についてであります。英語教師への支援体制の現状につきましては、小学校において新しい取り組みであるが故に、経験不足からくる指導への戸惑い等、担当する教員によっては不安材料が多いことは事実であります。また、その負担を軽減するための英語専科教員の配置についても、十分であるとは言えない現状でありますので、適切な人員配置を図ること及び、教職員の専門研修についても積極的に検討を重ねてまいりたいと考えております。

また、英語教育は、単に英単語や文法を覚える従来の教育から、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能が重視されており、そのためには、出来るだけ幼少期から異文化に触れ、多様性を受け入れながら無意識レベルで国際感覚を身に付けることが大変重要であると考えています。したがって、英語を用いたコミュニケーション能力が伸ばせるよう、ALTをはじめ

め、本町の国際交流員の力もお借りし、積極的な交流の場の創出を図ってまいりたいと考えています。

次に四点目の、「地域で英語が堪能な方々の参画による英語教育体制」についてであります。議員ご指摘のとおり、本町には英語を公用語としているフィリピン、英国、米国から51名の方々がお住まいです。ご紹介いただいた事例にもありますように、好奇心旺盛な子どもの時期に英語に触れることが大切であると、ボランティアによる独自の教室を開設してくださっている方もおられ、頭が下がる思いです。こういった有難い熱い思いをもった方々の経験や知識をお借りし、子ども達に少しでも体験の場が創出されることは望ましいことだと考えています。今一度、十分な調査を行い、学校教育だけでなく社会教育活動も含め、どのような形で実現できるのか検討してみたいと思います。

最後に五点目の、「英語検定試験を町あげて積極的に行うべき」とのご質問についてですが、英語検定は、学習成果の実力を確認する手段として、また、その資格が進学時の入試優遇などにもメリットがあり、価値のあるものだと認識しております。しかしながら、本町では、検定の受検会場の運営に問題があり、特に、検査官には資格を有する極一部の地元中学校教員の好意に甘えているのが実情であり、人的な負担が大きな課題となっています。また、主催する団体は財団法人であり、あくまで民間の組織が運営する事業でありますので、町としての関わり方も検討が必要であります。

一方で、県立隠岐高校では、既に英語検定を受検する生徒は無く、「^{ジテック}GTEC」というスコア型の検定に移行し、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能の英語力を測定する検定を、普通科の多くの生徒が受検しているとのこと。これも同様に、大学進学等の優遇措置が受けられる場合があり、それぞれの検定に特色がございます。したがって、検定の方法や実施機関にも複数の選択肢があることから、現状を調査し課題を整理した上で、本町としてどのように支援ができるかを調整してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○11番（安部大助）

ただ今、教育長の方から答弁をいただきました。

この「英語教育」に対する思い、課題を的確に把握されており、これからの英語教育に対してしっかりと推進されるということを期待しております。

その中で少し確認も含めて、再質問をさせていただきたいと思います。まず、四点目のことについてですが、地域で英語の堪能な方の参画について、それについてどういった方法がある

のか、そういった形で検討していくということではありますが、「検討」ということは、正直理解しにくい部分がありまして、答弁にありますように、今後こういった十分な調査を進めていくのか、それを時期的にいつまでを目途に進めていくのか、この「英語教育」に関しては子ども達のためという事を、私は一番に思っております。早いスピードで、是非検討していくべきだと思いますが、その進め方について、教育長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

地域の英語の堪能な方を、どのように調査して活用していくかという具体的な方法ですが、調査方法というか、まずは学校現場、小学校の先生に、具体的にそれぞれの学校によって困りごとというか、負担が違うと思っております。生徒の人数のこともありますので、そういった事をまず全ての学校に、まず英語を教えている先生方にお話しを聞いて、その上でどういった形の支援が必要かということ、まず調査したいと思っております。

時期的な話ですが、困り感の度合いが学校によって違うという風にも聞いておりますので、今、英語専科を西郷小学校に配置をして回っていますが、英語専科以外でも、中学校免許の英語の資格を持った先生が小学校にもおられまして、ある程度の事はカバー出来ているという学校もありますので、学校毎の実情を調査して進めたい。一学期は難しいかも知れませんが、二学期中には色んな調査を進めていきたいという風に考えておりますので、よろしく願います。

○11番（ 安 部 大 助 ）

進め方に関しまして理解をいたしました。是非、早い時期で調査をしていただいて、出来ることは出来る、ということでやっていただきたいと思います。

もう一点、「英語検定」に関してです。

先ほど、教育長の答弁の中で、受検会場の運営、会場での人的な負担、これによってやる学校、やらない学校があると思います。

その中で、子ども達の保護者の方からも「今までは受けられたが受けられない、どうしたらいいか」という相談も教育委員会の方にきているということも、私の調査では聞いているのですが、そういった現状と社会情勢をみると、「検討する」という事由が私的にはもう遅いのかなと思っております。

「英語検定」というのは、確かに、一般の公益財団法人が運営されておりますが、そこには文部科学省が後援されている部分もあったり、後は高校、大学入試の際に優遇、単位認定とされている部分が多くあります。

今まで、隠岐の島町の小・中学校は、これの「英語検定」ということで色々やってきている中で、課題が出てきていることと、社会情勢が今、そういった形で進んできている状況、学校がなかなか難しいのなら、直ぐにでも、教育委員会として推進をしていくべきと私は思います。「検討」というのがありますが、そういった危機感、スピードをもって進めるべきと思いますが、教育長の考えを改めて、今の現状、社会情勢を踏まえてどう考えておられるのか、今一度お聞かせください。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

「英語検定」という検定資格を、どのような位置づけで考えているのかということについては、おっしゃるとおり文部科学省も中学卒業時には「英検3級」程度の技量が身に付くようにと目標とされていることは事実でございます。中学校の教員もそのように取り組んでいるというように考えております。

しかしながら、文部科学省がバックにいると知っても、「検定料」を取って民間がやっていることですので、それについて町がどこまで積極的に関わりを持てるのかというのが一つ、また先ほど言いましたように、隠岐高校はもう「英語検定」ではなく「^{ジイテック}GTEC」という新たな検定の方向に向かっているということも考えて、今、「英語検定」を具体的に考えていくかということ、これから色んな社会的なことも含め、検討していきたいということでございます。

ただ、島だから「検定」が受けられないという状況は、なるべく避けたいと考えておりますので、こういった形で支援が出来るかということはしっかり考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○11番（ 安 部 大 助 ）

私も教育長が言われるように、一番は子ども達が「英検」でも「TOEIC」でも受けたいけど、受けられないということがないように、それが私は一番だと思っておりますので、しっかりと対応しながら進めていただきたいと思いますので、申し上げます。

今後はこの「教育」に関して、私自身もまたしっかりと推進に向け、行動していきたいと思っておりますので、以上で質問を終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、安部 大助 議員の一般質問を終わります。

次に、2番：牧野 牧子 議員

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

改めまして、おはようございます。

初の定例会の「一般質問」で大変緊張しておりますが、事前通告にしたがって質問をしていきたいと思えます。

近年、テレビなどで特集が組まれるなど世間一般に興味が集まっている「SDG s」について質問いたします。

「SDG s」とは^{サステイナブル ディベロップメント ゴールズ}Sustainable Development Goalsの略で持続可能な開発目標のことです。2015年9月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17のゴール（目標）と169のターゲットの国際目標」のことです。

国連SDG sのアイコンをご覧ください。

1. 貧困をなくそう。2. 飢餓をゼロに。3. すべての人に健康と福祉を。4. 質の良い教育をみんなに。5. ジェンダー平等を実現しよう。6. 安全な水とトイレを世界中に。7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに。8. 働きがいも 経済成長も。9. 産業と技術革新の基礎をつくろ。10. 人や国の不平等をなくそう。11. 住み続けられるまちづくりを。12. つくる責任 つかう責任。13. 気候変動に具体的な対策を。14. 海の豊かさを守ろう。15. 陸の豊かさも守ろう。16. 平和と公正をすべての人に。17. パートナリーシップで目標を達成しよう。といった17の目標です。

これは世界全体の経済、社会及び環境の三つの側面における持続可能な開発を総合的取り組みとして推進するものであり、多様な目標の追求は、日本の各地域における諸々の課題の解決に貢献するもので、「まち・ひと・しごと創生基本方針」として2019年に国が改訂し、2020年には「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「地方創生SDG s」と位置づけています。

簡易的にいうと、自治体がSDGsの理念を掲げ、計画の実行性ある仕組みをつくり、広く情報発信し、普及啓発、参画を推進するということです。

その後、多くの自治体がSDG sの意義を理解、推進され、昨年、国が実施された「全国アンケート」では712の自治体が既に推進しており、535の団体が今後推進していくとなっています。

また、島根県内の益田市では2020年3月に制定した「益田市協働まちづくり推進条例」において、「益田市版SDG s」として、独自のアイコンを使用するなどの工夫で、身近な目標達成を目指すと同時に国際社会の目標達成にも貢献しようとしています。

本町が2020年7月に発行した“つながらあや つながあや 一万年の隠岐の島”として「第

2次隠岐の島町総合振興計画 2020-2029」によりますと、SDG s への対応といったタイトルで、内容は「本町もあらゆる事業が SDG s と紐づいていることを意識しながら取り組むことが求められます。」と明記されております。

確かに意識して見てみますと、目に見える SDG s への取り組みは既にあります。一例を挙げますと、学校給食センターで、今まで廃棄処分となっていた葉物野菜を町内の事業所が飼育しているニワトリの餌として提供し、産んだ卵を使って「たまごかけご飯」の朝食を提供しています。この例は先ほどの SDG s のアイコンの 12 番にあたるものです。他にも、地元で買い物をすることが“地産地消”になる。アイコンの 2 番と 8 番と 12 番。待機電力節約のため、こまめに家電のコンセントを抜く。これはアイコン 7 番。地区の清掃活動や防災訓練に参加する。アイコン 11 番と 13 番など等、身の回りで既に参画しています。

しかし、先ほどの「国連 SDG s」のアイコンでは、本庁舎内のどの部署でどんな取り組みをが SDG s と繋がっているのかが、分かりづらいです。

本町としての指針が見えることで、住民の皆様の参画意識が高まり、町全体が一丸となつて取り組むことが、地域活性化に繋がっていくのではないのでしょうか。

そこで町長に、四点について伺いたいします。

一点目、SDG s に対する町長の認識と町としての方針をお聞かせください。

二点目、SDG s を推進するための仕組みづくりについてお聞かせください。

三点目、町民の皆さんに対する情報発信や参画について、どう取り組んでいくのかお聞かせください。

四点目、SDG s が反映している庁舎内の部署やホームページ等に、SDG s のアイコンマークを掲載するなどの見える化を図るお考えはおありでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、牧野議員の「SDG s」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「SDG s に対する私の認識と本町の方針」についてであります。本町が実施している施策には、議員がおっしゃった通り既に「SDG s」に合致しているものが多数あります。また、もうひと手間加えることで、複数の目標達成に寄与する施策もございます。

本町が抱える行政課題と SDG s との関連付けを意識しながら、世界や社会への貢献に取り組まなければならないと、私自身認識しているところであり、これが本町の方針であります。

次に、二点目の「SDG s を推進するための仕組みづくり」についてであります。まずは職員が、SDG s 推進の意義や重要性を、しっかりと理解すること。そして、取り組む体制を明確

にし、計画に基づいた行動をおこすことが必要であると考えております。さらには、進捗状況の確認、取り組みや成果の情報発信、そして自治体間での成功事例の共有なども重要であると考えるところであります。全体的な仕組みづくりについては来年度に実施する予定であり、本年度は主に職員のSDGsに対する理解を深めるための、研修を行ってまいります。

次に三点目の、「町民に対する情報発信や参画」についてであります。二点目の答弁と重複しますが、SDGsを推進する過程において町民の皆様への情報発信や、参画に向けてのお願い等を行ってまいります。

最後に四点目の、「見える化」についてであります。ご提案をいただきましたロゴマークの採用など、本町のSDGsへの取り組みが、分かりやすく伝わるよう「見える化」についての検討を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

町長のお考えが、とてもよく伝わりました。

しかし、現時点でそのお考えが町民の皆様には上手く伝わっていないのではないかと思います。そのお考えを、住民の皆様にも明確に表明されてはいかがでしょうか。

そして、せっかくの参画の取り組みも、町民の皆様にも分かりやすく見える化をしていなければ、役場の仕事だからと他人事で済んでしまうのは残念に思います。

来年度に実施すると返答されましたが、「第2次総合振興計画」は昨年からはじまっております。この取り組みは町民の皆様の参画があってこそ、地域活性化にもなりますし、地域全体のためのSDGsになると思います。

今、このコロナ禍の自粛時期であるからこそ、今から取り組むお考えはおありでしょうか。そして隠岐の島町らしい、隠岐の島町独自の文章やアイコンでSDGsを進めてみる、お考えはおありでしょうか。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

まず、住民に上手く伝わっていない、明確に伝えるべきではないか。今年度から取り組むべきではないかというご質問です。再質問にお答えをいたします。

議員仰せのとおり、このSDGsが上手く伝わっているとは現時点考えておりません。それは、私の施策と情報の伝え方の問題もあろうかと反省もしております。ただ、先ほどお答えをいたしましたように、既に実施しているものもある。それは「エコのまち」を目指す我が町でもペレットとか、あるいはたくさんの環境整備、これは単独では行っているが住民の皆さんに、SDGsとしての伝え方がされていないところだと思っております。繰り返しになりま

すが、反省すべき点だと理解していますし、11番のアイコンにありますように「住み続けられるまちづくりを」、持続可能なことで大きく捉えています。これに、もう少し町の方針をアイコンに付けて「生まれてよかった」「住んでよかった」「訪れてよかった」という施策がSDGsの中で、きちんと伝えられるように、見える化も含めて取り組んでいきたいと思っております。それを具体的にどうするかということだと思っております。

まず、私自身も一つひとつについては理解しているものの、先ほどの給食センターの例もございましたように12番の「つくる責任 つかう責任」に該当する。だけどその前の教育としては、2番、3番、4番のアイコンの中でやられているということは学習して初めて分かることですので、もう少し皆さんに上手く伝えられるようにやって行きたいという事をお約束することと、今年中については、私自身もきちんと理解していない中で、そして職員がもう少しきちんと理解をした上で、こういった説明が出来る。皆さんに関心をもっていただけるということに繋がりたい。また半年遅れるかということもございますが、しっかりとまず研修を重ねて来年に実施目標を決め、きちんとした形でお示ししたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

ただ今のご答弁、なるほどと理解いたしました。引き続き、私もSDGsの推進に注目していきたいと思っておりますので、町全体で一丸となって取り組みを推進していきたいと思っております。質問を終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、牧野 牧子 議員の一般質問を終わります。

次に、6番：大江 寿 議員

○6番（ 大 江 寿 ）

はじめさせていただきます。

昨年12月後半から観光庁が出す「地域共通クーポン（GoTo トラベルクーポン）」が、今のところ停止している中で、島根県、鳥取県で「We love 山陰キャンペーン」という宿泊代半額で最大5,000円までの補助、そして「しまねっこクーポン」といった1,000円相当のクーポン券を発行しています。

この6月から本町を交えた隠岐諸島で「隠岐限定クーポン」という5,000円相当の旅行喚起クーポンが発行されました。5,000円のうち2,000円分配された宿泊施設内でも宿泊代以外の追加飲食分などに利用ができ、山陰エリアの方でも事情でキャンペーンが利用できな

い方、そして県外からの方などから好評な声を聞きます。しかしながら、配付する宿泊施設では随時の発券対応に追われている状況であります。

また、「隠岐限定クーポン」を含め「GoTo イート」とか3種類近くのクーポンも出ており、「併用ができる、できない」など限られた利用もあり、せっかくのもてなしが制限されてしまうこともあります。

このご時世の中で、隠岐の島に来島していただくことはとてもありがたいことでもありますし、ある程度やってみて、利用期間や形態の見直し等を考えるべきではないかと思えます。

12月議会の一般質問の中で、私は「GoTo トラベル」の質問をしましたが、私は「隠岐には隠岐のやり方があると思う」と発言させていただきました。今回の「クーポン」は気持ちは十分に表れているとは思いますが。それだけに、もっと良いものにする必要があるのではないかと思うのです。

「GoTo トラベル」の復活が遠のいている中で、自治体のキャンペーンは延長、延長が繰り返されていて、いざ小さな自治体が発行する「クーポン」も他のクーポンと同じ現象になり、併用の不可やいろんな条件が付いてくるのだと思います。そのうちに何のための「クーポン」なのかコンセプトも薄くなり、不正が起きたり、偽物が出回ったりする可能性もあります。

「せっかく」のことが台無しにならないよう、今後、発行するタイミングなど検討していくべきだと思います。

一番気になるのが今後です。このままキャンペーンや金券、クーポンなど延長の繰り返しとなると、「緊急経済対策」が「緊急」ではなくなってしまう可能性があります。

そして「クーポン発行」などの緊急経済措置がなくなり、コロナ禍以前の状態に戻ったとき、隠岐の観光業界はどうなることだろうかとちょっと心配ではあります。

そこで、質問いたします。

「隠岐限定クーポン」を見直す必要があると思うが、見直す考えはあるのか。また、今後このようなキャンペーンがなくなり、ある意味「普通の状態」に戻った時、一時的に交流人口が激減することが予想されると思いますが、対処等は考えていますか。

○番外（ 町長 池田高世偉 ）

ただ今の、大江議員の「自治体発行クーポン、今後の在り方」についてのご質問にお答えします。

一点目の「隠岐限定クーポンの見直し」についてであります。 「隠岐限定クーポン」は、町内消費の喚起を目的として、本年6月1日から、隠岐全域の宿泊施設のお客様に対して配

付しており、隠岐観光協会が取り組む事業であります。議員仰せのとおり、利用者から好評の声をお聞きする一方で、配付する宿泊施設では、「発券対応に追われ事務作業が増えて困っている」とのお話しも伺っております。このことから、6月7日に開催されまし、隠岐観光協会の幹事会において協議した結果、各町村観光協会が宿泊施設にヒアリング調査を行ったうえで、換金不正防止の強化なども含め、必要に応じ改善策を講じるよう確認がされたとの報告を受けております。また、隠岐観光協会より関係事業者に対して改めて説明し、十分に理解をいただいた上で、関連各業種が協力し合い取り組んでいけるよう、町からも要望をしたところでございます。

次に二点目の、「コロナ感染拡大終息後を見据えた今後の対応」についてであります。ワクチン接種の取り組み、「非常事態宣言」の解除の動き、東京オリンピックの開催などにより、少しずつ人の動きが活発になることが予想されるところでございます。また、隠岐独自で実施しております「おき得乗船券」の7月から8月の予約が増加傾向にありますことや、秋以降のFDAのチャーター企画や通常の団体旅行などを考えますと、本町への観光客の増加が見込まれるところでございます。

このことから、各キャンペーンの終了後を見据え、今できる事、今だからできる事、観光地としての魅力度をアップさせ消費単価を上げる取り組みなどを重点的にを行い、受け地としてのアフターコロナ対策を、関連事業者や行政が一体となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○6番（大江 寿）

ありがとうございます。ちょっと関連して再質問も行います。

この間の金曜日の晩に、「We love山陰キャンペーン」の事務局の方から「クーポンの誤配付に対応」というFAXが届きまして、今回の「隠岐限定クーポン」も無料でお客に配付する形、「しまねっこクーポン」も無料で1,000円券を配付する形なんですが、例えば誤配付、誤った配付、例えば島根県外の人に「しまねっこクーポン」を渡したとか、正直、対応策があまりにおかしいFAXが来たもので、あまり細かいことは言いませんが、隠岐でも今後、対応していく気があるのかちょっと聞かせてください。

○番外（町長 池田 高世偉）

誤発行等あった場合に、対応するのかということが最終的なご質問であったかと思いますが、「We love山陰」の誤配付につきまして私のところに情報が届いていなかったわけですが、今朝、議会に入る前に担当課長の方から「そういった事があった」ということの報告を受け

ました。それに対しましては、関係機関、そういった関係の業界の方々と十分な話し合いをしながら取り組んでいかなければならないと考えたところです。

また、我が町の発行で「誤発行」があった場合、やはり状況調査の上、対応していくべきだという風に考えております。

○6番（大江 寿）

終わります。

○議長（池田 信博）

以上で、大江 寿 議員の一般質問を終わります。

ただ今から、10時40分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時25分 ）

○議長（池田 信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時40分 ）

一般質問を続けます。

次に、7番：村上 謙武 議員

○7番（村上 謙武）

それでは早速、事前通告をしております質問をいたします。

一つ目の「離島漁業再生支援交付金事業」に関して三点質問をいたします。

はじめに、令和元年6月定例会の一般質問において、私は平成25年、26年度の「離島漁業再生支援交付金事業」において適正に実施されたと確証が持てない、あるいは確認ができない97件の事業に対する問題解決に向けた町の対処方針について質問いたしました。

あれから2年が経過しましたが、関係書類をすべて持ち帰り検証するとした国の調査官や対応を審議するとした水産庁から、本町に検証結果等の連絡はあったのでしょうか。

また、97件の事業費については、町の調査によると約2,430万円であることが2年前に判明しております。改めてこの用途が不明といえる事業費の問題に対する町長の所信をお伺いします。

次に、今年5月11日の「新聞報道」で明らかになった、前漁業集落代表が訴えられた刑事訴訟の内容ですが、平成27年度、29年度に不適切な交付金の使用があったのではないかと疑われる内容でした。もし、交付金が不正に使用されていたことが事実であったとしたら非常に残念なことであり、漁業集落構成員のみならず、町民に対しても当該交付金事業に対する不信

感を深める結果となり、本町水産業にとっても悪影響は避けられない出来事であると考えております。

町は当該事業の事務局として、交付金事業が適正に実施されるよう指導する立場にあります。「離島漁業再生支援交付金事業」に関係して新たに起こった、今回の「刑事訴訟問題」に対する町長の見解をお伺いします。

三点目ですが、交付金の不正使用の疑いが平成27年度、29年度にあったのではないかというこの度の報道内容を重く受け止め、改めて平成27年度から29年度の3年間の会計関係資料に関する厳正な検証作業を行う責務と、それらの検証結果を議会や関係機関に対して公表する説明責任があると考えますが、町長の見解をお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上議員の分割質問一点目、「離島漁業再生支援交付金の会計問題等」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「平成25年・26年度事業のうち、実施不明な97件の事業に対する町の対応と、会計調査官、水産庁からの検証報告等の有無」についてであります。平成25年度及び26年度事業にかかる関係書類一式を、会計検査院の指示のもと、令和元年5月27日に会計検査院に送付いたしました。その後、令和元年度末までに会計検査院からは、平成25年度及び26年度事業に対する検証結果を含め、通知等はありませんでした。

また、97の案件につきましては、「令和元年第2回定例会」で申し上げましたとおり、会計検査院の見解を受けて対応することといたしておりましたが、その検証結果等につきまして、一切の連絡がなかったことから、本町といたしましては書類に不備はあったものの、事業は実施されたと会計検査院に判断いただいたものと認識いたしております。

次に二点目の、「前漁業集落代表の刑事訴訟問題に対する見解」についてであります。この件に関しまして、漁業集落からの報告等は受けておらず、本町といたしましては、訴訟内容を含め、その詳細について把握をしておりません。

次に三点目の、「平成27年度から29年度の会計資料等に関する検証を行う責務」についてであります。平成27年度及び28年度の事業につきましては、当時の担当職員による不祥事が明らかとなり、国・県・町へ交付金の返還を行いました。また、平成29年度事業につきましては、令和元年5月27日から28日にかけて会計検査院による会計検査が実施され、特段の指摘事項等もなく終了いたしました。

このことから、平成27年度から29年度までの事業につきましては終了したものと認識し

ており、現時点で改めて検証を行う考えはございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（村上謙武）

一点目の件に関して、再質問がございますのでよろしくお願いいたします。

私が質問で問題としている、平成25年、26年度の会計帳簿類ですが、国の検査のために送付したとされる「会計関係帳簿類」は、共通理解を図る必要がありますので、誰が、いつ、どのような背景のもとに整理、作成された会計関係の帳簿類なのか、まずお答えを願います。

○番外（町長池田高世偉）

25年、26年、誰がどのような形で整理したかという点についてでございますが、漁業集落と事務局で処理したと認識しております。

○7番（村上謙武）

町長から答弁をいただいたのですが、正確なところはお答えになれないということで、この件に関しては平成29年度に議会で「使途不明金調査特別委員会」の調査報告書の10ページに経緯が書いてありまして、平成28年12月に国の会計検査が行われた際に25年以降の会計帳簿類がまったく整理されていないと、検査が出来ないから検査出来るように整理、作成していただきたいということで、県水産課の指導の下、本庁職員が複数名関わって作った「関係帳簿書類」であります。

そのことは、関係課の職員並びに、町長も町長に就任して直ぐの大きな問題でしたので、当然そのことは理解されていると私は思っておりましたが、これが誰が作成して、いつ作成したものかということでもあります。懲戒処分となった元職員が単独で作成したものではありません、複数の関係者が長期間かかって作成したものであります。そういった関係書類において、400件の事業の内97件に事業をやったかどうか分からない不明な事業があったということ。それから、その中にはこの会計検査を受けるために、わざわざ作成した資料もあると、そういった新聞報道もされております。

そういった資料に関して、先ほど町長の答弁でございますが、「一切の連絡がなかったから、このことについては事業は実施されたと、会計検査院に判断していただいたものと認識している。」という、ちょっと言葉は語弊があるかも知れませんが、都合の良い解釈だなという風に私は思っております。

こういったことを、会計検査院の判断に委ねていい問題でしょうか。資料を作成した時点で、もう多くの問題があるということを知った上で、それをごまかしたような形で資料を

作成し、それを国の検査のために送付した。そういう事を考えますと、私はこの問題については、町が責任をもってその原因究明に当たるのが、本来の町が責任を持ってやるべき問題解決でないかという風に思っております。

このことについて町長は、あまり解決をする姿勢が伝わってこないのですが、平成31年の3月議会で町長はこの件に関して自らこのように答弁されております「申すまでもなく、私といたしましては、このことを隠蔽するつもりも有^う耶無^む耶にするつもりも毛頭ございません。」と申されました。そして、県の指導を仰ぎながら対応をすとおっしゃりましたが、事実上この2年間、何もしないでほったらかしの状況であります。

町長の言われたことと、実際、町の対応は非常に矛盾するところがあるのではないかといい風に私は思っているのですが、この点について町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問の「町の対応について」でございますが、まず端的に言いますと「やれるべきことはやった」と、そういう認識です。

また、会計検査院に委ねるのは如何かという、ご指摘と言いますか、再質問の中で申されましたが、平成元年第2回定例議会において会計検査院に委ねるということで、議員皆様ご承知の上で進めたと認識しております。また、2年間ほったらかしにしていた訳ではございませんし、会計検査院に町から確認すべきではないかというご指摘もございました。そのことについて、漁業集落の役員からも意見をいただき、島根県とも協議を行った結果、「こちらから、そこまでのことをすべきではない。」ということがございましたので、町としても書類に不備があったことを認めているところであり、検査院にも不備のある書類に対して「問題なし」との認識を示すことは出来ないものと考えております。

○7番（村上 謙 武）

先ほどの件について、もう少し再質問をさせていただきます。

町長は答弁で「書類に不備はあったものの・・・」と言われており、事業は実施されたと町長は認識されておりますけど、この書類に不備の程度が問題でありまして、97件、金額が2,430万円、これは不備で片付けられるような問題ではないと私は。もっと重く受け止めて、こんな大きな不正が疑われるような事案ですので、町は主体性をもって、県の指導を仰ぎながらではなく、町独自の主体性をもった姿勢でこの問題に対処していくということが、必要ではないかなと私は思っております。その主体性について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

町の主体性についてどうかということですが、何回も申し上げてますように、町として「やれるべきことはやった」。そして皆さんに、県の指導を仰ぐ下でこの案件を処理しましょうと何回も説明し、それで皆さん承知したじゃないですか。その中で、町としてやれること十分やった。そういう認識です。

○7番（村上謙武）

次に、二点目のことについて再質問をいたします。

町長は前漁業集落の代表が訴えられたということに関しては、その訴訟内容も含め把握しておりませんという答弁でしたが、新聞報道もされてますし、町長は把握していないということですけど、担当課の水産振興室の職員はこの件について、報道があったということは把握しておられるのでしょうか。答弁をお願いします。

○番外（町長 池田高世偉）

報道について認識しているかということですが、新聞報道について認識しております。

○7番（村上謙武）

この件に関しては、議会が始まった6月17日ですか、検察に「書類送検」されたという新聞報道もありました。非常に疑いが強いという事ではないでしょうか。

漁業集落の構成員、そしてこの事業に関しては非常に大きな出来事ですので、それらの詳細について把握していないのであれば、そういった報道があった場合には、それについて詳細な把握をするのが私は町の責任ある対応ではないかと思っておりますので、引き続きこの27年、29年の問題については、町の担当部局、町長の方もしっかり把握をしていただきたいなという風に思っております。

三点目について、再質問をいたします。

町長は27年度から29年度までの事業については、終了したものと認識しており、現時点で改めて検証を行う考えはないというお考えのようですが、ただ今申し上げたように平成27年度と29年度で交付金の不正な使用があったのではないかと強い疑いが出てきておりますので、そうした終了した事業においても横領等の不正があった場合には、改めて検証をするべきと考えますが、その点について町長の見解をお伺いします。

○番外（町長 池田高世偉）

どのように対応するかということですが、議員も仰せのとおり、「不正があったのではないかと疑われる」そういった段階でございます。その段階で、この場でコメントを

すべきではない。それは「もしも」の場合であって、「疑われる」という段階でそのコメントをするということはいたしません。

○7番（村上謙武）

あくまでも過程の状況ですので、町長の答弁も一応理解は出来るのですが、私はこれまでの3年間の改めて詳しい検証作業が必要かと。理由として、平成27年度と28年度において、漁業集落の事業において約2,650万円余りの使途不明金が発生して、その件については前担当者が着服したという町の調査によって、この問題が終息したという形で、着服したお金全額を町に返還したから、刑事告発はしないでこれで事件は終わりましたという形で町はこの事件に対応しました。

しかし、実際平成27年度でこういった事業費の横領、不正使用が発覚したわけですから、まだ疑惑の段階ですが。仮定の話をして何ですが、司法が事実と判断した場合には、町長はもちろん27年度からの調査をするという風に私は信じておりますけども。その件について、お考えをお聞かせください。

○番外（町長池田高世偉）

仮定という部分での、コメントはすべきではないというのは変わりませんが、最終的な対応として、そういったことが発生した場合に町として、町長としてどう対応するかという点につきましては、補助金の交付元として、県と協議しながら真摯な対応をすべきだと考えております。

○7番（村上謙武）

私は27年から3年間の事業内容と会計処理を再検証すべきだというもう一つの理由が、27年度、28年度のこの問題が発覚した時に町は事業主体である「漁業集落」の関係者、役員をはじめ一切ほとんど「聴き取り調査」と、詳しい聴き取りは行っていないというところを問題視しておりまして、その結果、27年度のこの問題が発覚したということですので、町としてもこの漁業集落の事業が適正に行われるように指導する立場でありますから、そういったことがありますので27年、28年、終わった問題かも知れませんが改めて検証するというのは必要ではないかなという風に思っております。

「聴き取り調査」の段階で、思い込みとか偏った考えで、もし調査をしたならばそれは非常に大きな問題ではないかと、そのとききちんとした調査がなされていないのではないかと、私は考えておりますので27年から29年度までの3年間の事業内容及び会計処理について、厳正な検証が必要であるという風に申し上げております。

もう一つ、こういった交付金事業で大きな使途不明金等が発生した場合に、通常であれば「第三者委員会」を設けて調査を依頼するなり、詳細な原因究明にあたるのが対応であります。そういったことで、本町ではそういった対応を今までされてこなかったということで、こういう問題も出てきましたので「第三者委員会」を設けて詳しい調査をするという、この件について町長はどのようにお考えでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

「再調査はしないか」ということでございますが、先ほど来申し上げておりますが平成27年度から29年度までの事業につきましては、終了したものと認識しておりますので、現時点で検証を行う考えはございません。

○7番（村上 謙武）

それでは、次の質問に移りたいと思います。

「愛の橋架け替え事業」について質問いたします。

愛の橋架け替え事業に関しては、昨年12月定例会の「総括質疑」の中で、担当課より資料に基づいての架け替え事業全体の説明がございました。

その後、今年3月定例会の産業建設常任委員会に提示された資料では、橋梁部分の設計図面に大きな違いが見られ、一貫性の無い事業方針ではないかとの印象を強く私は持ったところであります。

愛の橋は平成30年3月から「全面通行止め」となっており、小学生児童の通学や墓参り等で通行していた港町住民の方々にとっては大きな不利益を強いられる状況が続いています。一日も早く新しい橋が完成することを周辺住民は待ち続けていますが、町長はどのような理念を持って愛の橋架け替え事業の推進に取り組んで来たのか所信をお伺いします。

次に、当該事業は令和3年、4年度において地元調整を行い、令和5年度から「西郷港玄関口整備事業」の財源による工事着手を予定しているとの説明でありました。しかし、架け替え工事に関しては未だ周辺住民の十分な理解と総意がまとまっていないのではないかとの指摘があるほか、財源の問題等、最終的にどのような形での架け替え工事となるのか非常に心配されるところであります。

町の示す整備方針に対する住民との調整作業と事業費の財源確保について、直近の進捗状況についてお伺いします。

最後に平成29年3月に「隠岐の島町公共施設等総合管理計画」が策定され、当該計画に基づく「インフラ長寿命化基本計画」の中で、橋梁の「個別施設計画」が同じく策定されてお

ります。「個別施設計画」によれば、町が管理する道路橋は約 400 橋あり、築 50 年以上経過する橋は 16%を占め、20 年後にはその数が 65%に増加し、急速に道路橋の高齢化が進行するとともに記されております。

今後、愛の橋に似たケースが各地区で発生する可能性が十分予想される場所であり、早急に、具体的で実行可能な「長寿命化計画」による修繕工事に着手することが不可欠であるといえるところであります。

現行の橋梁の「長寿命化計画」に基づく町全体の橋梁の整備は計画的に実施されているのか、また「長寿命化計画」に基づくインフラ整備に必要な財源をどのように確保していくのか、町の方針について伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上議員の分割質問二点目「愛の橋架け替え事業」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「架け替え事業に対する私の所信」についてであります。平成 21 年度に橋梁点検を行い「架け替えが必要」との診断結果が出て以来、ワークショップや地元説明会により話し合いの結果を踏まえ、現況の幅員 4m での車道橋により検討を進めてきたところであります。

私といたしましても、愛の橋架け替え事業につきましては、「出前町長室」や町内で住民の方々からお話を伺う中で、その必要性につきましては十分認識をしているところでございます。

また、本年 3 月定例会の「施政方針」にて申し上げましたように「島内交通環境の整備」として、愛の橋架け替え事業を掲げており、早期の着工に向けて取り組んでいるところでございます。

次に二点目の、「町の整備方針に対する住民との調整作業と財源確保の進捗状況」についてであります。架け替え事業の計画内容につきましては、地元説明会におきまして、既設橋梁と同規模で実施する考えをお示ししたところでございます。

また、「財源確保」につきましては、現在、毎年国から交付されます通常の道路事業費と異なる財源で架け替え事業が出来るよう、県と協議をしているところでございます。

次に三点目の、「平成 29 年 3 月に提示した長寿命化計画に基づく町全体の橋梁の整備計画と財源」についてであります。「長寿命化計画」に基づく「個別施設計画」では、町が管理をしています 373 の橋梁の内、現在、築 50 年以上経過する橋の割合は 28%となっております。

して、議員ご指摘のとおり、年を経るごとにその割合が増加していく状況にあります。

本町の修繕計画といたしましては、橋梁点検によります診断結果で「早期措置段階で概ね5年以内に着手すること」となっております「判定区分Ⅲ」以上の橋梁につきまして、順次整備を進めているところでございます。

なお、「判定区分Ⅲ」以上の橋梁につきましては、28橋存在しておりますが、既に10橋の修繕を終えており、残る18橋につきましても計画的に修繕計画を進めてまいります。

財源の確保につきましては、今後も5年に一度の橋梁点検結果を踏まえ、適時修繕計画を見直すとともに、総合振興計画の「事業実施計画」に盛り込み、国の補助金を活用するなど、財源の確保に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（村上謙武）

町長の答弁によりますと、町長は既に10年以上も前から愛の橋の架け替えの必要性については強く認識をしておられるということではありますが、その思いがなかなか現実のものとしては見えてこないということでありまして「一般質問」するわけですが、周辺住民への十分な説明、町の整備方針というのはもう時間的にその時期は過ぎたのではないかと、もう町の判断できちんとした「整備計画」を示して、工事着工に入る時期にあるのではないかという風に私は感じておりましたので、直近の進捗状況について質問をしたわけですが。

町長は地元住民との調整作業、令和3年度、4年度を通しての計画なんですけど、この調整作業の期限をいつまでと考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○番外（町長池田高世偉）

期限というご質問ですが、愛の橋架橋につきましては、議員4年という風におっしゃってありますが、私は一期当初から「愛の橋架け替え計画」につきましては、審議、協議してまいったところでありまして、また、二期目を迎えるにあたり「公約」として愛の橋架橋を申し上げてきました。

その中で先ほども申し上げてきましたが、既に町の方針は「地区説明会」の中で既存の橋梁と一緒に幅、幅員4mで町はやるんだということで提示をしております。色んなことを言われておりますが、地域住民の皆さんも色んな声を発せられ、早期に架橋すべきという行動もあるやに伺っております。私としましても、既に町の方針は示しておりますので、今年中にはきちんとした形で発表出来るように、発表といいますか、町は愛の橋架橋に向けて進んでいるという風に、私は認識しておりますので積極的に進めてまいりたいと思っております。

○7番（村上謙武）

この件について、再度質問をさせていただきます。

行政は、いけば役場が果たすべき重要な役割、使命と申しますか、私は2つあるのではないかと考えております。

はじめに、社会基盤、インフラを整備して住民の安全・安心な生活環境を維持していくこと。2つ目は公平・公正な住民サービスに努め、住民福祉の維持・向上を図っていくこと、これは基本的に行政の担う大事な役割ではないかなと私は思っています。

そう考えた時に、現在、愛の橋周辺に住んでおられる住民の方々は橋が「全面通行止め」の状況下で、この安全・安心な生活環境を維持されていないと。不公平感を非常に強く感じておられるのではないかと私は思っております。こういった状況を一日でも早く、解消するのが行政の役割、使命ではないかと考えておりますので。

こういった大きな事業を執行するにあたり、住民のニーズとかきちんと聞いて、要望に沿った形で出来ればそれは非常に喜ばしいことではあります、住民から多様な要望、意見あると思います。その中で十分町はその意見を熟議した上で、もっとも妥当な施策、計画を選択してそれを示す。それを踏まえて、我々議会は可否を判断する。そういう流れを一日も早く作っていただきたいと思っております。

そういった意味で、直近の町民への事業の「地元説明会」はいつ行われたのでしょうか。その時の状況はどんな状況でしたか、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○番外（建設課長 田中文男）

直近は4月11日、日曜日に港町で「説明会」を行っています。その際に色々と要望がありました。今の4mではなしに、幅員5mという話も出ましたが、国の予算のことですとか、愛の橋の幅員を5mにした場合の、非常にハードルが高いということも地元の方に説明をさせていただきまして、町としては何とか、現況幅員4mで架橋させていただきますということでお願いをしておりました。

○7番（村上謙武）

直近の地元住民への「説明会」については、お答えをいただきましたので、次にこの架け替え事業の方針としては、既設の橋梁と同規模で実施するという説明をしていると、現在、県とそういうところも含めて協議しているという答弁ですが、この愛の橋の架け替え事業は「都市再生整備計画事業」へ移行して行うという説明でしたが、いわゆる「西郷港玄関口整備事業」の中で行うという、その方針については変更ないでしょうか。

○番外（ 建設課長 田 中 文 男 ）

議員には昨年の12月の「総括質疑」の中で、都市計画事業の補助金を活用して進めていきますということで報告させていただきましたが、これも西郷港玄関口に伴う都市計画の事業費なんです、計画策定がコロナ等により遅れていること、それと交付率が50%です。非常に交付率が悪いというのもありまして、再度、道路事業の中で出来ないかということと県と協議しております。

道路事業ですと交付率 7割ですので、非常に財政的にも有利な事業でございます。この道路事業ですが、その中にある「メンテナンス補助事業」、既設の橋梁を架け替えした場合にいただける補助事業ですが、これも5月に県庁に2回出向いて話しをしているところですが、何とかこれを取れるように頑張っているところです。以上です。

○7番（ 村 上 謙 武 ）

時間が大分迫ってきましたので、最後の再質問にさせていただきたいと思いますが、こういったインフラに関しては「長寿命化基本計画」の中で、それぞれの道路・トンネル・町道・橋ですね。町のそういった個別の施設計画というのはホームページで確認できますので、私も確認したのですが、ただ橋に関して平成28年度から平成32年度までの5年間の計画で終わっています。今年令和3年になりますので、新しい「個別の施設計画」を作るべきですが、現在の計画の中では点検作業は具体的に令和6年度まで示されているので、確かに、これでやるんだなど。

点検して悪いところ、レベル3以上のところは順次予算を付けて修繕していくと、こういったところの流れになっていますので、そういうのが町民にも非常に分かりやすいような形にするべきで、点検はしても後の修繕がなされなければ実効性のある計画ではありませんので、その辺のところをしっかりとやっていただきたいということと。

この「公共施設等総合管理計画」の中で、もう一つの公共の建物等については、あまり個別の施設計画が分からないというか、見えてこない。ちょっと本題の橋の件とは多少ズレますが、公共の建物等についての「個別施設計画」はどうなっているのかお聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

二点のご質問があったと思います。

橋梁に関して修繕計画が見えない、もう一点が公共施設の個別の計画という二点ですので、一点目の橋梁については私が答弁をして、細かなことになりますので施設の「個別施設計画」については私が答弁をして、細かなことになりますので公共施設の「個別施設計画」につい

ては施設管理課長に答弁させます。

橋梁の修繕計画は、先ほども申し上げましたが町の「総合振興計画」の「実施計画」に盛込んで国・県の補助金を活用する中でやりますので、当然、「総合振興計画」としてお示ししたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○番外（ 施設管理課長 大 西 洋 二 ）

二点目の「隠岐の島町公共施設等総合管理計画」に基づきます、各施設の「個別施設計画」の状況でございますが、「個別施設計画」は順次計画を策定しておりまして、現在、住宅・学校等が管理をしております。その他につきましては、観光施設については昨年から取り組んでおります。社会教育施設については来年度から取り組むこととなっております。福祉施設につきましても来年度から事業計画に掲載する見込みとしておりまして、何れにしましても「総合振興計画」の事業実施計画に掲載しながら、ひとつずつ進めている状況でございます。

以上でございます。

○7番（ 村 上 謙 武 ）

先ほどの施設毎の「個別施設計画」、これをきちんと作っていただきたいということ、確かに「第2次総合振興計画」の実施計画の5年間の中に事業が入っています。予算も毎年ついているが非常に分かりづらいと、やはりひとつの「個別施設計画」をきちんと立てて、それを見ればこの施設は、順次長寿命化の修繕が行われるんだなというところで、「総合振興計画」と「個別施設計画」がリンクして分かるような形で示していただきたい、ということをお願い申し上げます。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、村上 謙武 議員の一般質問を終わります。

次に、13番：石田 茂春 議員

○13番（ 石 田 茂 春 ）

それでは、「隠岐自然館の入館料」について質問に入ります。

隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設として本年完成し、そして4月オープンとなったところです。

「隠岐自然館」は近代的な設備で展示されており、素晴らしく感じたところです。また展示方法および配列についても工夫がされ、我が町にとって自慢できる施設が一つ増えたのではないのでしょうか。

その上、入館料もきっちりと提示されておりました。大人500円、小人250円、この小人と

は何歳からか私は一切分かりません。例えば、高校生以下、または中学生、小学生とか。

隠岐の島町の他の施設では、隠岐郷土館、五箇創生館、億岐家住宅、宝物殿などは、はっきりと明記されています。明記しないところがミソかも知れません。

先般、「教育の方針と事業」、「教育要覧」をいただきました。

令和3年度社会教育行政の方針として、本町にはユネスコ世界ジオパークに認定された固有の自然環境、風土が育んだ独自の文化が数多く残っている。これを適切に保護し、次世代に継承するように努める。また、社会教育の推進でも「ジオパーク学習」及び「ふるさと教育」としてあげられています。このような観点からも、中学生以下の子ども達は「入館料」を無料とし、たくさん子ども達が気軽に利用できるようにすべきです。

町長、一昨年の「一般選挙」で町民に公約した、三つの「よかったが響くまち」、覚えていると思いますが、もう一度、復習の意味で私の方から申し上げます。

まず一つ目、「生まれてよかった」その中の放課後児童クラブの充実、雨天時の幼児の遊び場、ここでは「遊び場」であるが、子どもは自学の勉強場と考えています。二つ目、「住んでよかった」私なりの解釈では町民が誇れるまちと。三つ目、「訪れてよかった」思い出を持って帰るまちという風に考えております。

総合的に判断し、強いリーダーとして町長の率直な考えを伺いたい。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、石田議員の「隠岐自然館の入館料」についてのご質問にお答えします。

皆様の多大なるご協力をいただきまして、この4月よりオープンさせていただきました「隠岐自然館」でございますが、視察なども含めまして、5月末の時点で約1,000人の方々にご来場いただきました。

現在、町内の小中学生及び高校生が教育での利用に際しましては、引率教員も含め免除措置を取らせていただいております。既に小学校の2校、高校の3校が活発に利用されております。

議員仰せのとおり、ジオパークの活動理念は、「隠岐の人々が誇りと愛情を持って隠岐を語り伝えるとともに、ユネスコの目的に沿う、持続可能な地域社会の発展」の実現を目指して取り組むものでありますので、その上に置かしても、我が町の将来の担い手である子ども達には、是非たくさんご来場をいただきたいと思っていますところであります。今後につきましては、議員ご提案のとおり、子ども達の「入館料金」の無料化につきまして、前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○12番（石田茂春）

町長、久々に良い答弁をいただきました。

無料化については、前向きに検討するということでもありますので、私は無料化にするという風に理解しております。早い時期に実行していただきたい。

町長が初日の「行政報告」で寺の前公園についてふれたように、自然館についても寺の前公園と同様に、子ども達にとって「住んでよかった」を実感して、思い出に残る“一日”になっていただきたいと私も思います。是非、早い時期に実行を願いたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（池田信博）

以上で、石田茂春議員の一般質問を終わります。

ただ今から、13時30分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 11時48分）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 13時30分）

引き続き、一般質問を行います。

次に、4番：齋藤則子議員

○4番（齋藤則子）

私の議会初の「一般質問」です。言葉が不適切のところや、言葉足らずのところがあるかもしれませんが、ご寛恕願います。

まず、「町営バス都万西部線の運行経路変更」についてお尋ねします。

本町の町営バスは交通弱者の利便性を図るうえで、また更には郡部の円滑な生活を維持するうえでも必要不可欠から大変重要な役割を担っています。年々高齢化が進む本町では、より利便性に配慮した町営バスの運行が望まれます。

これまでも再三、改善策がとられてきておりますが、それでもまだ何かしら不便をかこつ声が届いております。例えば、私の住む上那久では重い荷物を抱えて川下の停留所まで歩くのは大変だと。都万西部線の「上那久停留所」は、那久川に沿って細長く横たわる上那久地区の一番川下にあり、川上の人家までの距離が約600mで高低差もあり、利用者はほぼ80代の高齢者です。このように歩行が楽ではない地区住民にとって、停留所まで歩いて片道500から600mを往復するのは簡単なことではありません。真夏・真冬は尚更です。そこでその

声に応えるべく、バス停を300mほど川上にある三差路(通称宮ノ前)にも設置すれば利便性がより高まると考えます。

今回は時間の制約があり、隠岐の島町全地区の調査が出来ず、自分の身近な所での問題を取り上げましたが、他の地区でも同様の問題があるかも分かりません。今後、執行部で全地区調査をし、改善の余地があれば是非、早期に対処されることを希望します。町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、齋藤議員の分割質問一点目、「町営バス都万西部線の経路変更」についてのご質問にお答えします。

「上那久地区への停留所の設置」についてであります。上那久地区に限らず、本町にはご自宅からバス停までが遠く、ご不便をおかけする可能性がある方、概ね400m以上離れた方々を申し上げますが、この方々が約1,000人おられます「隠岐の島町地域公共交通計画」におきましては、この方々の問題解消に向けて「誰もが安心して利用できる移動手段の提供」として取り組むこととしています。

今回、ご提案をいただきました、上那久地区への停留所の設置につきましては、道路幅員が狭いことによる対向車との交差や停留所でのバスの方向転換等、解決しなければならない問題もたくさんあります。これらも踏まえて、「地域公共交通会議」という会議を設置しておりますので、これには一般の住民の方も参画されております。この会議の席上で、先ほどのご質問、ご提案のあった上那久地域の停留所に向けてのバスの運行、この件についても協議、検討させていきたいと思っております。ご理解をお願いいたします。

○4番（齋藤 則子）

町のお考えはよく分かりました。

私は先ほど停留所を300m川上にある、いわゆる上那久地区の中央部にと申し上げたのですが、ちなみに停留所を地区の中ほどではなく600m上流の人家が終わるあたりに設ければ、家の前辺りで乗車、下車が可能になり、こちらの方がより住民の利便性を図ったものとなるのではないかと考えます。

お答えの「検討します」には、実現の可能性があると考え、その上で、夏になる前の早期実現を期待します。

続いて、同じく「町営バス都万西部線の都万停留所の環境改善」についてお尋ねします。同路線は、都万支所近くの県道沿いに待合所が建てられていて、都万支所や郵便局、JA都万支

店等で用事を済ませて、乗って来た町営バスで折り返して帰ることが出来るように20分程度の待ち合わせ時間が設けられ、利用者の利便性がよく考えられています。

またここは、一畑バスの都万線に乗り換える停留所の待合所にもなっており、必要な施設と考えますが、近年真夏の気温は耐え難い温度になり、そこで待つ利用者に苦痛を強いることとなります。そこで年々叫ばれる「熱中症」や冬の寒さを考慮し、この待合所にエアコンの設置はどうかと考えます。「住んでよかった」と思えるまちにするため、利用者への細かい配慮が望まれます。他の地区でも同様の問題がないか調査し、対処することを希望します。

ちなみに、他の地区を走る町営バスは西郷に出るために乗り換えがあるのが五箇循環線ですが、ここは五箇支所と診療所が待合所を兼ねる形になっているので、あまり問題にならないかと思い、今回、都万西部線のみを取り上げました。町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

二点目の、「都万待合所の環境改善」の問題であります。一点目の新たにご提案された経路変更の部分ですが、これにつきましても道路幅員等の対向車との交差の問題もございますので、先ほど申しあげましたようにご提案は受け止めますが、「地域公共交通会議」の方で議論させていただきます。

そのうえで、二点目の「都万待合所のエアコン設置」についてであります。管理上の問題からエアコンの設置は難しいものと考えております。なお、待合所から少し離れ、平日のみの対応とはなりますが、ご休憩等には役場都万支所の町民ホールをご利用いただくことも可能ですので、ご理解いただきたいと思えます。

○4番（齋藤 則子）

待合所から少し離れ、平日のみの対応とお答えをいただきましたように、都万支所の町民ホールの利用ですが、県道側から支所までは高齢者にとっては簡単な距離ではありません。特に真夏の暑い時にですね。ちなみに、平日以外の問題はあるとは言え、これも都万西部線の運行経路を、例えば都万支所の駐車場まで乗り入れ、西郷行きの一畑バスもそこまで運行経路を少し変更するだけで、待合所にエアコンを設置する必要がなくなるかもしれません。最善の策を希望します。お答えがあればお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

都万の停留所にエアコンの設置はできない。その上、夏の暑い時に高齢者にとってはとても大変だという部分は理解しております。そのうえで新たなご提案として、齋藤議員のお考えは分かりました。

ただ、現時点、検討しておりませんので資料も何もないですが、私の考えでいきますと、路線バスを駐車場までの引き込むための問題、諸問題がまったく今、理解できておりませんので、今のご提案も含めて協議、検討させていただきたいと思います。

○4番（ 齋 藤 則 子 ）

そのようにご検討いただき、なるべく早期に実現していただければと希望します。

最後の質問になりますが、これは私が20年以上前に油井に7年間生活している時に感じたことに端を発し、常に脳裏から離れなかった問題です。

質問に入る前に、この質問の意味をよりよく理解していただくために、レイチェル・カーソンの「沈黙の春」を引用して読み上げたいと思います。(P22～P24 朗読)

それでは質問に移ります。

私は生まれ育った隠岐の島が大好きでおよそ5年前にUターンして来ました。隠岐に生まれたことは選ばれた民で、特別なことと思っています。つまり「生まれてよかった」です。

以前ドイツにいた時に同じ日本人学生から、私が隠岐の島出身だと知って「友達になっておけば良かった」と言われたことがあります。

隠岐の島は“山紫水明”の言葉どおり、山も川も海もそして空には目も眩むほどの星空が昔と変わらぬ姿で迎えてくれます。時には息をのむほど素晴らしい景色に出会える、私が愛してやまない“我が隠岐の島町”ですが、一転足下に目をむけると、残念なことに里山は荒れ、相変わらず多くの化学薬品が使われています。家庭用洗剤、しゃんやま、田畑での農薬、防虫剤、除草剤、そして先頃行われた松くい虫防除の空中・地上散布にと、まさにレイチェル・カーソンが60年前に「沈黙の春」で警告したことが、隠岐の島町でも更に度を増して現実になってきています。

戦後、戦時中に「しらみ対策」として使用されたDDTをはじめとする化学薬品が使われ始め、いつしか田んぼからイナゴが姿を消し、雀もあまり見かけなくなり、日本ミツバチも減少、外国からミツバチを輸入したりする事態に陥っています。磯ではノリ、ハバ、メノハ、アラメそして今が旬のモズク等の海藻類が大幅に減少し、貝類も同様です。特にニイナはこの2、3年姿を見せません。西ノ島町からも「ニイナがおらん」と言った声が聞こえてきました。テレビの報道によると、都会のコンビニでは「白いおにぎり」がずらりと並んでいるそうです。海苔なしのおにぎりです。養殖ノリも育たなくなっていて、韓国からのノリの輸入も難しくなっているようです。これらの要因には、最近の気候変動や海水温上昇もその要因とも思われますが、海の植物、生物のゆりかごである海水が汚染され、海藻の胞子

や稚魚が育たなくなっていることも忘れてはならないと思います。

隠岐の島町の沿岸漁業の衰退は私の知る限り、海水温の上昇が叫ばれるもっと前からです。私はそう遠くない将来、隠岐でも海藻は本当の贅沢品になるか、入手困難になるかもしれないという危機感を抱いています。

先ほど紹介したレイチェル・カーソンは、当時すでに非常な危機感を持っていたわけですが、それからすでに60年、事態はより深刻になり、私たちはもう待たなしの瀬戸際に立たされています。

そこで、お尋ねします。池田町長の所信でもあります、「10年、20年先を見越した、住んでよかった。訪れてよかった。」と感じる隠岐の島町にするため、今後、町としては他に先駆け農薬・化学薬品フリーに向けて、例えばJA隠岐、みんなの作業所、若葉作業所、仁万の里他、島内の企業等と連携して取り組む方針は如何か、お考えをお伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、齋藤議員の分割質問二点目、「農薬・化学薬品フリーの隠岐の島町を目指して」のご質問にお答えします。

日本は、温暖で湿潤な気象条件であることから、病気や害虫が発生しやすく、農作物を安定して生産するためには、農薬が欠かせないものとなっている現状がございます。その一方で、農薬は成分や使い方によっては、ひとや魚介類に毒性を示すことがあり、適切な管理が非常に重要であると考えております。

町として、農薬・化学薬品フリーに向けて取り組むことについてであります。高齢化が進み労働力が不足し、また、経営環境が厳しい本町の農業において、農作物を安定して生産するために、現段階において、ある程度使用するのには、止むを得ないと考えております。

しかしながら、食の安全・安心への国民意識が高まり、国も農薬を半減する方針を打ち出しておりますので、本町といたしましても農薬の使用量の削減に取り組んでいるところでございます。一例を挙げますと、農薬や化学肥料を半分以下に抑えた特別栽培米、堆肥の利用やレンゲなどをすきこむことで地力を高めるなどの「土づくり」、化学肥料や農薬使用量を減少させる環境保全型農業、島根県の美味しまね認証を通じた農薬の適正管理などに取り組んでいるところでございます。

今後につきましても、島根県、JAしまねなど含めた関係機関と連携してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（齋藤 則子）

町の取り組みはよく理解しておりますが、私としては本町が他に先駆け、いち早く農薬、化学薬品フリーに向けての方針を明白にさせていただきたいと思います。例えば、身近なところで取り組みをするとすれば、隠岐の島町の授産施設で販売している「廃油石鹸」、これはとてもよく落ちます。固形と粉せっけんがあります。全町民に利用を進めたいところです。また土壌改良に力を発揮する「EM菌入りぼかし」の使用も同様です。町としてもこれらを積極的に推進していくよう希望します。これで私の質問は終わりです。

○議長（池田信博）

以上で、齋藤 則子 議員の一般質問を終わります。

最後に、12番：前田 芳樹 議員

○12番（前田芳樹）

質問に入らせていただきます。

一点目、「FRP漁船の廃船処理補助金制度の一部改正」についてです。小項目の一点目です。制度を活用した廃船処理が期待ほど進んでいないのではないかと、という点についてです。

同僚議員共々の数次に亘る提案質問を経て、ようやく「補助金制度」が策定された経過ありましたが、各漁港周辺のFRP漁船の廃船処理が画期的に促進され景観保持に大きく寄与するものと期待されていましたが、以外なほどに廃船処理が進んでいないように見受けられます。この制度を活用した廃船処理の実態はどのような状況でしょうか。

小項目二点目です。委託者が処理業者に処理費の全額を一旦支払った後に、上限20万円で半額の補助金が交付されるという点が制度の活用を阻害しているのではないかと、ここを一部改正してはどうかという点についてです。

廃船処理を促進して景観保持を図るために補助金制度を設けたのは良かったが、処理費の全額を処理業者に一旦全額を支払わなければならない、というところが制度の活用を阻害していると思われるのです。

例えば、1トン前後の廃船なら15万円から20万円の処理費で済み、所有者は全額支払いは可能だが、5トン前後になれば輸送にラフタークレーンが必要になったり、台車が必要になって処理費は諸々が加算されて100万円もの多大になります。高齢で廃業した元漁業者達は年間70万円から80万円の国民年金暮らしの者も多く、一旦100万円の全額を支払うことには躊躇して、廃船処理が進まない要因となっていると思われます。

昨年、補助金制度が出来た後に3トンの廃船を処分しようとして、処分業者に照会して見積り依頼をした時に、業者から一旦全額を依頼主が払うように説明を受けたことがありまし

たので、今回、こういう質問をするに至ったところです。

廃船所有者が処理業者に一旦全額を支払わなければならない点を改め、町は上限 20 万円の補助金を処理業者に直接支払い、廃船所有者は自己負担部分を処理業者に支払えば済むよう、制度の一部を改正してはどうでしょうか。一旦全額支払い方法は制度を阻害していると思われるので、廃船所有者の負担軽減措置を考慮してはどうでしょうか。下水道接続促進のために「設備資金貸与制度」がありますが、これに似た方法の導入を検討するとか、処分費が高額な場合には低利貸与の分割返済方式の制度化をしてはどうでしょうか。

また、所有者が亡くなってしまい、重栖港の岸壁上には大きな廃船が長期間放置されたままになっていて景観を害しています。行政が指導と関与をして撤去処分をせざるを得ないのではないかと思います。如何でしょうか。町長のご見解をお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の前田議員の分割質問一点目、「FRP 漁船の廃船処理補助金制度の一部改正について」のご質問にお答えします。

まず一点目の、「FRP 漁船の制度を活用した廃船処理の実態」についてであります。令和 2 年度は町内のまき網業者が 1 社、個人漁業者が 16 名、併せて船舶数 17 隻、トン数にいたしまして 39.8 トンの船舶が補助金を活用し、廃船処理が行われたところであります。

次に二点目の、「FRP 漁船の廃船処理補助金制度の一部改正について」であります。補助事業者に対する補助金の支払いにつきましては、「概算払いの制度」も設けておりますので、直接廃船処理業者へ支払いを行うことは考えておりません。

また、「所有者が亡くなり、長期間放置されている船舶を行政が撤去処分せざるを得ないのではないかと」のご提案であります。廃棄船舶のほとんどが漁業を生業とするための個人の財産であることに鑑みて、全額公費にて廃船処理を行うことは考えておりませんので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○12番（前田 芳樹）

少しだけ再質問をさせていただきます。

「概算払い制度」があることは理解できましたが、今後は廃船処理の依頼者と処分業者の方々にこの制度説明を徹底していけば、年間 17 隻にしかかっていないこの辺はもう少し伸ばせるのではないかと思います。

また、運搬費は対象外とか、また 5 トン船では 100 万円も掛かろうというのに補助金は 20 万円しか出ないとかでは、現実的に廃船処理は進まないのではないかと思います。思うところですが、

実効性のある制度で今後、充実を図るべきではないかと思えます。

一点だけ確認をさせていただきますが、重栖港の廃船、答弁の中では「全額公費にて廃船処理を行うことは考えておりません。」とされておりますが、所有者は随分以前に亡くなられて非常に長期間放置されております。重栖港は県の管轄地でございますが、そこに放置されている訳です。ですので、全額でなければ考える余地はあるというのでしょうか、そして、これは県の管轄エリアですので、今後、県と協議をされて、なるべく処分が出来る方向で持っていくべきではないかと。誰も対処する人がいない状態ですので、そのところを一言で結構ですので町長の見解をお願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問の公費での廃船処理でございますが、その前段での制度説明の徹底、十分な説明ということ、今後積極的に更に進めてまいりたいと思っております。

また、運搬費に係る経費につきましては、検討すべきところは検討しますが、現行制度でもう少し検証しなければならないという風に考えております。

公費での廃船処理についてですが、先ほども申し上げましたが、生業として使用していた船舶が廃船となっているのが現状でありまして、船舶登録もありますし、これは廃屋についても同じですが、当然そこには「所有権」「相続人」が発生しているものと理解しておりますので、現段階で長年放置されて所有者がどうなのかという部分で、「はい、そうですか」と公費で廃船を処理する考えは持っていません。係留している廃船につきましては、重栖港につきましては県管理でございます。議員仰せのとおり、検討、協議も進めながら出来るだけ町の景観を守るため、廃船処理には積極的に努めていきたいと考えております。

○12番（前田 芳樹）

次へ進みます。二点目、「介護福祉体制の将来」について質問いたします。

4月1日から人材不足で日曜日の営業を停止したデイサービス事業所が発生しました。在宅介護をしている家族にとっては大きな課題となっております。改善策はどうでしょうかという点についてです。

「第8期介護保険事業計画」の基本理念では、「地域（なじみ）の関係の中で、誰もが安心して自分らしく暮らせる島」にすることを掲げ、基本目標では、なじみの地域の中で生活ができるよう居住継続に関する支援を行う、介護を必要とする高齢者に在宅介護サービスを提供する、不足する介護人材問題を解決するために介護職員の離職防止・人材育成及び確保に努めます等々言じています。

当然、至極な論調ではあるが、現実には在宅介護のための事業所が営業を部分停止せざるを得ないほどに介護の人材不足は昂進しているのをごさいます。介護を受ける必要のある人数はしだいに増え、逆に在宅介護を担う人材の不足は昂進しているわけです。この二律背反^{にりつはいはん}で大変困難な課題に対処するには、介護職の人材確保につきるわけをごさいます。

昨年12月定例議会で、本町独自の施策として介護職の処遇改善措置などを講じていることは聞いていましたが、幾分物足りなく感じているところをごさいます。施設介護にしろ、在宅介護にしろ、介護は一日たりとも停止はできません。介護作業の実際は口で言うほど生易しいものではありませんから、就業者数が増えないのをごさいます。いずれは誰もが介護を受ける側になるはずをごさいます。事ここに至っては、数段上げた一大取り組みを今の段階でしておかなければならないのではないかと思うところです。手厚く丁寧な介護福祉の町で全国に名を馳^はせるぐらいの町になるような、更なる改善策に取り組んでいかがでしょうか。お伺いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の分割質問二点目、「介護福祉体制の将来」についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、近年、介護職をはじめ福祉職場の人材不足が顕著となっており、介護事業所においては、日曜日のサービス提供が難しくなるなどの影響が生じております。本町独自の施策といたしまして、令和元年度より、新規就労者を確保するための「福祉施設職員就労支援助成金事業」や、長期的に人材の定着化を図るための「福祉・介護職員処遇改善補助金事業」を創設し、人材確保に努めているところをごさいます。これらの施策により8名が新規就労し、福祉・介護職員の処遇改善に取り組む事業所は、対象事業所の7割にあたる13事業所に増加しておりますが、事業所における専門職の人材不足を解消するには、引き続き取り組みが必要と思うところをごさいます。

本町といたしましては、町独自の施策などについて、積極的に情報発信することにより、周知を図り、新規卒業者、UIターン者の確保につなげるとともに、さらに処遇改善に取り組む事業所が増加するよう、取り組んでまいりたいと考えております。

また、議員ご提案の「さらなる処遇改善対策」についてであります。先ほどご説明いたしました町独自の「処遇改善補助金事業」につきまして2年を経過したところであり、その効果や課題を十分に検証しながら、さらにより良い制度としてまいりたいと考えております。

今後、介護を必要とする方が増えることが予測される中、介護人材の確保と働きやすい労

働環境の醸成は、介護福祉施策の中でも、特に重点項目と位置づけ取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○12番（前田芳樹）

今後に期待をしたいと思います。

次へ進みます。三点目ですが、「特定地域づくり事業協同組合」の設立はどのような状況かです。

介護を担う人材・建設業・農林漁業等、全産業で人材不足が昂進しています。「特定地域づくり事業協同組合」の設立準備はどのような状況でございましょうか。

この設立対象地域、人口急減地域で社会構造の維持が危ぶまれる地域とされているが、本町は「過疎地域指定」を受けている事でもありますから該当地域にはなるはずではございません。

対象地域において、4者以上の事業者が発起人になることで協同組合を設立することができ、国・県・自治体から協同組合の運営経費の財政支援を受けつつ、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を創り出し、地域内外の若者等を呼び込むことができるようになるとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を推進することができるとされております。

島根県下でも既に3か所から4か所の地域で届出・認可を受けているところもあるようでございます。本町では、まだ民間レベルからの設立要望が出ていないのであろうか。また、設立から運営までの事務的負担の度合いに見合うだけの効果と財政支援が期待できかねるのであろうか。設立準備状況はどうなっていますか。

本町でも、介護を担う人材・建設業・農林漁業など、民間の全産業で人材不足が昂進^{こうしん}しているわけでございますから、「特定地域づくり事業協同組合」の設立は島外からの人材を得る一助にはなり得るでありましょうから、早期に設立するべきではありませんか。

町長のご見解をお伺いします。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、前田議員の分割質問三点目「特定地域づくり事業協同組合」の設立はどのような状況かのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、本町内での産業人材の不足は、喫緊の課題であると認識しております。本町としましても、慢性的な人手不足を打開していくために、本年度当初予算におきまして、「特定地域づくり事業協同組合」の設立及び運営費の補助金を計上いたしました。

現在の進捗状況であります。昨年度から隠岐の島町商工会と連携し、実施運営体制の構

築や活動拠点地の在り方など協議を重ねながら、本年9月の設立に向け、準備作業を進めているところでございます。

島根県内の状況であります。既に設立認定を受け活用されている自治体は、浜田市、海士町をはじめ5市町で、令和3年度中の設立認定を目指している市町村は、本町を含め9市町村となっております。松江市や出雲市といった比較的大規模な5市町におかれましては、現在検討中の状況であると伺っております。

組合設立に向けては、特に町内事業者の制度への理解を深めていただく事が大変重要でありますので、国の情報や県の協力体制も活用させていただきながら、雇用対策協議会の活動とも連携し、積極的に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○12番（前田 芳 樹）

時は止まってくれないので、折角の制度のようでございますから、人材不足対策として活用するため、遅れを取らないように早く設立をするべきではないかと思われまして、申し上げまして、質問を終わります。以上です。

○議長（池田 信 博）

以上で、前田 芳樹 議員の一般質問は終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明日6月22日は定刻より、「質疑」等を行います。

本日はこれにて散会します。

（ 散 会 宣 告 14時16分 ）

以 下 余 白